

金武湾港・中城湾港港湾脱炭素化推進協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、「金武湾港・中城湾港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、設置するもので、金武湾港・中城湾港において、法第50条の2に規定される、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 協議会の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
- (2) 港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
- (3) 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる金武湾港・中城湾港に関連する行政機関、事業者等で構成する。ただし、事務局が必要と認めたときは、構成員等を追加することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、沖縄県土木建築部参事とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、沖縄県土木建築部港湾課とする。

(開催)

第7条 協議会は会長が招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、法第50条の3第3項の規定に基づき構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、法第50条の3第4項の規定に基づき、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

- 4 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 協議会にて協議が整った事項については、構成員は、法第 50 条の 3 第 6 項の規定に基づき、その協議会の結果を尊重しなければならない。
- 6 会長が必要と認めた場合は、第 4 条に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 会長が必要と認めた場合は、協議事項及び出席者を限定した分科会を設置することができる。

(協議会の公開の取扱い)

第 8 条 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

- 2 配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 3 協議会の議事は、会議終了後に、発言者が特定されない形で概要のみ公開する。

(秘密保持)

第 9 条 協議会の構成員及び参加者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(アドバイザー)

第 10 条 協議会及び分科会では必要に応じて有職者によるアドバイザーの出席を求め、目的達成にむけた助言等を得ることが出来る。

(規約の改正)

第 11 条 この規約は、必要に応じて改正できるものとし、構成員の承認をもって適用される。

(その他)

第 12 条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則

この規約は、令和 4 年 11 月 29 日から適用する。

附則

この規約は、令和 5 年 10 月 27 日から適用する。

附則

この規約は、令和 7 年 3 月 4 日から適用する。

民間事業者、関係団体、行政機関、有識者等の名称
民間事業者
沖縄電力株式会社
沖縄うるまニューエナジー株式会社
太陽石油株式会社
株式会社りゅうせき
沖縄出光株式会社
沖縄ターミナル株式会社
拓南製鐵株式会社
沖縄港運株式会社
中城湾港運株式会社
琉球海運株式会社
沖縄石油基地株式会社
久高海運合名会社
有限会社 神谷観光
マルキ産業株式会社
南西海運株式会社
琉海ロジスティクス株式会社
海邦砂利採取輸入事業協同組合
行政機関
うるま市
沖縄市
与那原町
沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課
沖縄総合事務局経済産業部エネルギー・燃料課
沖縄総合事務局運輸部総務運航課
沖縄県環境部環境再生課
沖縄県商工労働部産業政策課
沖縄県土木建築部
有識者（アドバイザー）
堤純一郎 琉球大学名誉教授
事務局
沖縄県土木建築部港湾課